

2019年度神戸大学基金奨学生募集要項（新1年次生）

神戸大学基金により、経済的支援を必要とする学部新入生で成績、人物共に優秀な学生に対し、修学・生活支援を目的とした奨学金を給付する「神戸大学基金奨学生」を次のとおり募集する。

なお、神戸大学が行う経済的支援には、授業料を免除する制度があり、この授業料免除制度と合わせて修学・生活の経済的支援を必要とする多数の学生に授業料年額相当程度まで援助を拡大しようとするものである。

1. 募集人数及び給付金額等

（1）募集人数：合計60名程度

（2）給付金額：当該基金の選考基準に該当した奨学生
1人当たり25万円（年額）

2. 申請資格

2019年4月1日に本学に入学した学部1年次生のうち、経済的支援を必要とする成績、人物共に優秀な学生で、それぞれの個人的・社会的目標の実現に向けて将来計画等があること。

ただし、国費外国人留学生、政府派遣外国人留学生及び休学中の者は申請できない。

また、他の奨学金等の給与・貸与を受けている学生は、その奨学金等に併用不可が無い場合に限り、申請することができる。

3. 申請書類

（1）神戸大学基金奨学生申請書（所定様式）

（2）家庭収入状況を証明する書類（当該年度前期分授業料免除申請者は不要）

（3）その他、神戸大学学生委員協議会（神戸大学基金奨学金選考小委員会）が提出を指示する書類

4. 申請受付期間

申請受付期間内に必要書類を本人が学務部学生支援課奨学支援グループに提出する。

申請書受付期間

2019年3月29日（金）～2019年4月26日（金）

（土曜日・日曜日・祝日は除く。受付時間は9：00～17：00）

5. 選考

提出書類に基づき、神戸大学学生委員協議会（大学基金奨学金選考小委員会）が選考する。

6. 採否決定及び通知

選考に基づき、神戸大学学生委員協議会が採否を決定の上、学長が申請者に通知する。ただし、適格者のない場合は、採用者無しとする。

7. 奨学金の給付方法

一括支給する。(8月中の予定)

8. 奨学金の返還

奨学生が当該年度途中に、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 休学又は長期欠席したとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。
- (4) 学業成績が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

9. 奨学金の辞退

奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

10. 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 退学又は転学しようとするとき。
- (2) 休学又は長期欠席しようとするとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

なお、上記以外に住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったときにも速やかに届け出なければならない。

11. 報告書の提出

奨学生は、翌年度の4月末までに修学成果の概要及び奨学金の使途等を記載した報告書(所定様式)を学務部学生支援課奨学支援グループへ提出しなければならない。

12. その他

申請者は、神戸大学の使命、憲章、ビジョンの内容を把握すると共に、神戸大学基金の趣旨を理解して申請することが望まれる。

〈本件照会窓口〉

学務部学生支援課奨学支援グループ

Tel. 078-803-5431 Fax. 078-803-5209

E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp